

令和2年4月

保護者の皆様へ

大阪市教育委員会

令和2年度 就学援助制度について

1月終わりごろから2月始めごろに学校からお配りした「令和2年度（2020年度）就学援助制度のお知らせ（早期2・一般・随時）」（以下「お知らせ」という。）の内容に変更があります。

就学援助制度とは？

経済的な理由でお子さんを大阪市立の小・中学校に通わせるのが難しい家庭の保護者の方に
学校教材費や給食費などを援助する制度です。

1 所得基準額について（「お知らせ」4ページ）

令和2年度の所得基準額が決まりました。「お知らせ」の【所得基準額】とは額が変わっていますので、
申請理由⑫で申請をお考えの方は、ご注意ください。

【所得基準額】

世帯の人数	2人	3人	4人	5人	6人	7人
住宅の形態	借家等	219万円	263万円	322万円	358万円	398万円
	持家	155万円	199万円	257万円	293万円	333万円

※所得基準額は、平成31年4月の生活保護基準を基にしています。

※令和2年度については、令和2年3月末時点で就学援助を受けていた方が令和2年度の所得基準額を上回る場合、令和元年度の所得基準額を用いて審査を行います。

2 入学準備補助金の支給額について（「お知らせ」8ページ）

新1年生に支給される入学準備補助金の支給額が変更（増額）されました。

校種	支給額
小学校	51,060円
中学校	60,000円

3 申請理由⑨「火災、風水害、震災、その他の災害にあった方」の証明書類について（「お知らせ」2ページ）

区役所で災害時に発行される証明書の名称が変更になりました。

なお、令和元年10月以前にあった災害に対する証明書の取扱いは、これまでのとおりです。

申請理由を証明する書類等

○風水害、震災、その他・罹災証明書（区役所発行）

[就学援助ホームページ]

[お問合せ先]

教育委員会事務局 学校運営支援センター 事務管理担当

就学支援グループ 電話番号：06-6115-7653

（4月1日に学校経営管理センターから名称を変更しています）

